

川崎区役所広告審査委員会部会運営要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎区役所広告審査委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第5条に定める部会（以下「部会」という。）の運営等に係る必要な事項について定めるものとする。

(部会長)

第2条 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を総理する。

2 部会長に事故があるときは、部会員のうちあらかじめ部会長が指名したものがその職務を代理する。

(所掌事務)

第3条 部会は、要綱第2条に掲げる事項について調査、協議等をし、その経過と結果について川崎区役所広告審査委員会に報告するものとする。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、部会の運営その他部会に関して必要な事項は、部会長が委員長に諮って定める。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。